

諸外国の公共放送の受信料制度の状況

公共放送の在り方に関する検討分科会
事務局

I 諸外国の公共放送及び受信料等の概要

諸外国の公共放送の概要

		英国	独国		仏国	フィンランド	韓国		日本
国内	テレビ	BBC	ARD (ドイツ公共放送連盟)	ZDF (第2ドイツテレビ)	FTV (フランステレビジョン)	YLE (フィンランド 国営放送)	KBS (韓国 放送公社)	EBS (韓国教育 放送公社)	NHK (日本 放送協会)
	ラジオ		ARD 	DLR (ドイツ語ラジオリオ)	Radio France (ラジオフランス)				
国際	テレビ		Deutsche Welle (ドイチェ・ヴェレ)	—	France Médias Monde (フランス メディアモンド)	—			
	ラジオ								

水色で示しているのが、本資料で取り上げる公共放送機関

各国の公共放送の保有メディア

国		英国	独国		仏国	フィンランド	韓国	日本
放送主体		BBC	ARD	ZDF	FTV	Yle	KBS	NHK
国内放送	地上波	7 ch (特定地方2ch)	3 ch (州域計8ch)	3 ch	5 ch (海外県2ch)	3 ch	2 ch (4 K放送 2 ch (地上波と 同内容))	2 ch
			共同制作 2 ch (他国との共同制作 1 ch、 共同子会社 1 ch)					
	衛星波	地上波を サイマル放送	地上波を サイマル放送	地上波を サイマル放送	地上波を サイマル放送	地上波を サイマル放送	国際放送を放送	4 ch
ラジオ		17ch (地方放送 計40ch)	(53ch※1)	※2	※2	6 ch	6 ch	3 ch
インターネット	同時配信	iPlayer	ARD Mediathek	ZDF Mediathek	france. tv Franceinfo	Yle Areena	Kbs. co. kr My K	NHKプラス
	見逃し番組配信	iPlayer	ARD Mediathek	ZDF Mediathek	france. tv	Yle Areena	Kbs. co. kr My K	NHKプラス
	限定チャンネル	1 ch	×	×	×	×	1 ch	×
国際放送	テレビ	4 言語 BBC Global Newsが実施	※2		※2	2 言語 スウェーデン で有料配信	2 言語	2 言語
	ラジオ	42言語				×	11言語	18言語

括弧書きは、他のチャンネル ※1 各州公共放送協会が提供しているチャンネルの総数 ※2 他の公共放送機関が提供

諸外国の公共放送における受信料等の制度

		英国	独国	仏国	フィンランド	韓国	日本
名称		受信許可料	放送負担金	公共視聴覚負担金	公共放送税	テレビジョン放送 受信料	受信料
放送主体		BBC	ARD、ZDF	FTV	Yle	KBS	NHK
徴収主体		BBC (民間に委託)	ARD、ZDF (共同の負担金サービス が一元的に徴収)	政府(経済財政省) (個人は住居税、法人は 付加価値税と一括徴収)	政府(税当局) (所得税と一括徴収)	KBS (電力公社に委託)	NHK
料額(年額) ※1、※2		22,168円	27,073円	17,920円	課税最低限を超える額に 一定割合をかけた額 (個人は最高21,014円)	2,958円	地上 15,120円 衛星 26,760円※3
受信料収入 ※1、※4		5,294億円	ARD、ZDF:9,835億円 (全体:10,325億円)	フランステレビジョン:3,135億円 (全体:4,153億円)	595億円	650億円	7,122億円
徴収費用 (徴収費用/徴収額全体)※1、5		147億円(2.7%)	217億円(2.2%)	31億円(1.0%)	— (国等が負担)	65億円(10.0%)	773億円(10.8%)
徴収率※6		93.4%	95.9%	90.73%	不明	99.9%	82.1%
支払者		受信機を設置又は 使用する者	全ての住居占有者及び 事業主 (受信機の有無問わず)	受信機の設置者	個人、事業体 (受信機の有無問わず)	受信機の設置者	受信機の設置者
TV以外の受信機範囲		配信アプリ(iPlayer) 利用の場合は対象	—	TVを持っていない場合、 受信料の徴収対象外	—	携帯電話やカーナビ は受信料の対象外	ワンセグ機能付携帯 電話・カーナビも対象
支払単位	個人	受信機を持つ住居ごと	全ての住居	受信機を持つ住居ごと	個人 (14,000ユーロ超の2.5%)	受信機を持つ住居	受信機を設置する世帯 (家計をともにする住居ごと)
	法人等	事業所 (受信機台数等に応じた体系)	事業所 (従業員数等に応じた体系)	台数	事業体 (5万ユーロ超の0.35%)	台数 (住居以外)	受信機の設置場所ごと (部屋や自動車台数等に応じた体系)
強制徴収		×	○	○	○	○	×
罰則等		○	○	○	○	○	×

※1 邦貨換算は、2018年の年間平均レートを使用
(1ポンド＝143.48円、1ユーロ＝128.92円、1ウォン＝0.0986円)

※2 料額(2019年度)について、現地通貨では下記のとおり
英国…154.50ポンド、仏国(海外県等を除く。)…139ユーロ、独国…210ユーロ、
韓国…30,000ウォン
フィンランド…個人は14,000ユーロを超える所得につき最高163ユーロ

※3 NHKの年間受信料額は前払割引前の口座振替、クレジットカード払いの月額
(地上＝1,260円、衛星＝2,230円)に基づき算定

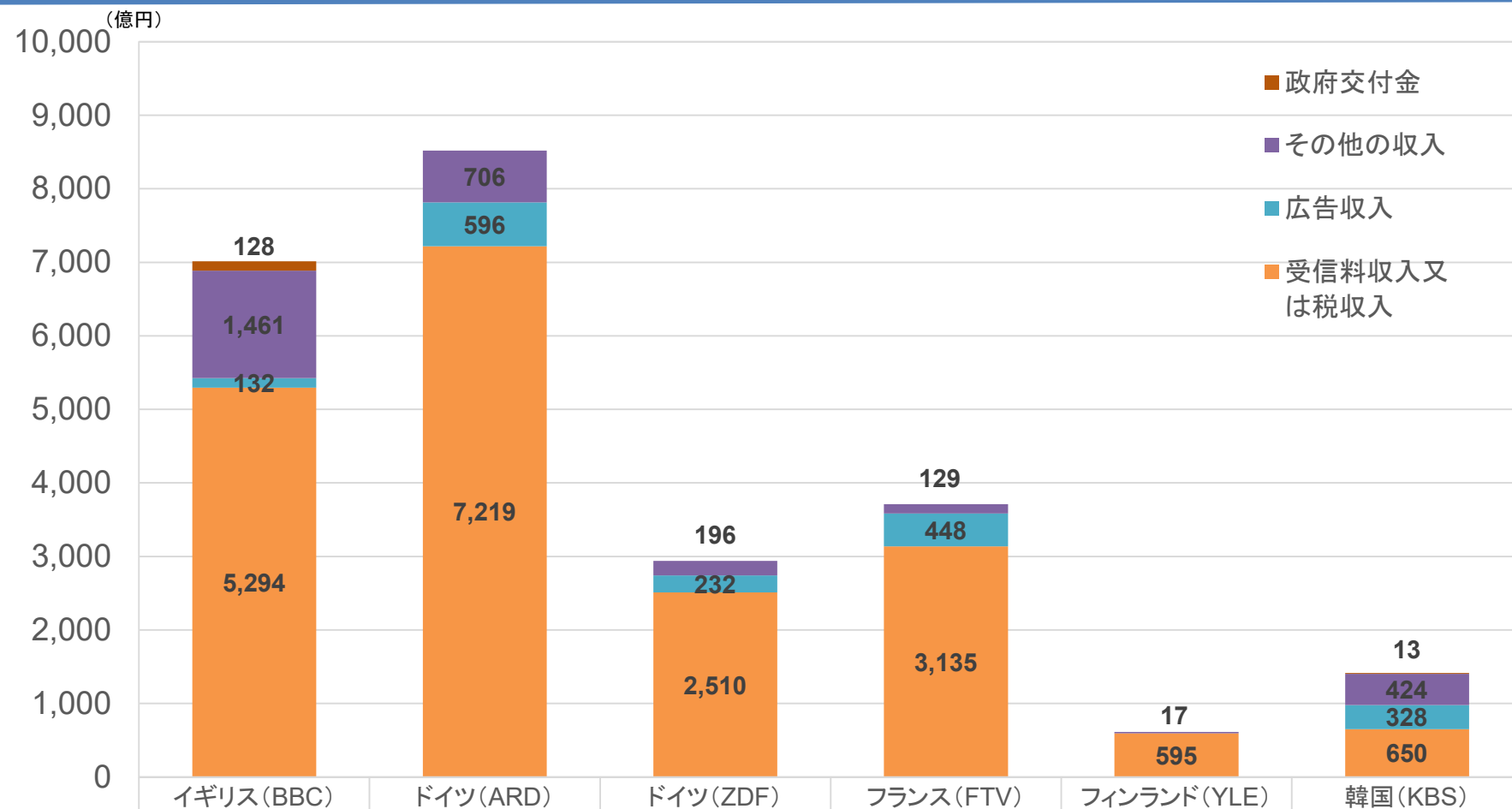
独国…8,008百万ユーロ(全体。内数：ARD、ZDF…7,629百万ユーロ)、韓国…6,595億ウォン、
フィンランド…471.6百万ユーロ

※4 受信料収入(2018年度)について、現地通貨では下記のとおり
英国…3,690百万ポンド、仏国…3,221百万ユーロ(内フランステレビジョン…2,432百万ユーロ)

※5 徴収費用(2018年度)について、現地通貨では下記のとおり
英国…102.6百万ポンド、仏国…24.3百万ユーロ(フランステレビジョン)、
独国…160.2百万ユーロ(ARD・ZDF相当)、韓国…658億ウォン、フィンランド…466百万ユーロ

※6 徴収率について、日本、英国、独国は2018年度、韓国は2017年度を記載。なお、仏国は2016年度の越年徴収率(当該年度以前に既に発生している負担金の徴収率)は99.5%。

各国の公共放送の事業収入



	イギリス(BBC)	ドイツ(ARD)	ドイツ(ZDF)	フランス(FTV)	フィンランド(YLE)	韓国(KBS)
政府交付金	128	0	0	0	0	13
その他の収入	1,461	706	196	129	17	424
広告収入	132	596	232	448		328
受信料収入又は税収入	5,294	7,219	2,510	3,135	595	650

※ 円換算は2018年の年平均レートで計算(1億円未満四捨五入)(三菱UFJリサーチ&コンサルティング公表レート参照)

※ 各国2018年度収入額(ドイツについては、ARDが公表する各州放送協会の合計値、ZDFが公表する金額)

※ BBCについては連結子会社を含む。BBCの子会社は、広告収入等を財源とする国際放送を行っており、その商業収入はBBC本体に還元されることとなっている。

※ BBCの政府補助金は、BBC World Serviceの言語の拡充のため、2016年度から2020年度まで実施。

※ 「その他の収入」には、番組販売収入、製作収入、その他の事業収入が含まれる。「その他の収入」に含まれる収入項目は放送機関ごとに異なる。

Ⅱ 諸外国の受信料制度の経緯

BBCの概要

社名	British Broadcasting Corporation
設置根拠	特許状 (Royal Charter) に基づき、公共放送の在り方、目的、組織、業務等を規定。 現行特許状の有効期限は2017年1月1日～2027年12月31日。
本社	イギリス ロンドン
設立	1922年にイギリス放送会社として設立。 1927年以降、特許状に基づく公共法人化。
職員数	22,401人 (グループ全体：2018年)
収入 (2018年度)	総収入：48億8,900万ポンド (約7,015億円) ※1 許可料：36億9,000万ポンド (約5,294億円) 広告収入： 9,200万ポンド (約132億円)

提供サービス

テレビ	BBC ONE (総合編成) BBC TWO (総合編成) BBC FOUR (文化、芸術) CBBC (子供向け) CBeebies (就学前児童向け) BBC NEWS (24時間ニュース) BBC PARLIAMENT (議会中継) BBC Alba (スコットランド限定) BBC Scotland (スコットランド限定)
ラジオ	(全国放送) 全17チャンネル (地域放送) 40のローカルラジオチャンネル
インターネット	(同時配信・見逃し配信) BBC iPlayer (ネットのみの提供) BBC Three※2
国際	BBC World Service BBC World News

※1 連結子会社を含む。

※2 番組の一部は動画配信サイトでも視聴可能であるものの、番組全体はiPlayerのみで提供。

受信許可料

予算・決算

受信許可料
(2019年4月～)

年額154.5ポンド (約22,168円)
※ 1 ポンド=143.48円 (2018年の年間平均)

受信許可料額の
決定方法

- 2003年放送通信法に基づき国務大臣が定める「放送通信規則」に規定。
- 毎年、政府が次年度の受信許可額を決定し、発表。値上げを行う場合には、議会へ報告し、質疑が行われるが、議会の承認は必要としない。
- 受信許可料額は、2010年から7年据え置かれた(145.50ポンド)が、2017年以降の5年間については、政府とBBCの間の取決めにより、消費者物価指数に併せて値上げすることとしている。

徴収後

国庫 (Consolidated Fund) に納入され、国庫交付金 (Grant-in-Aid) としてデジタル・文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) からBBCに支払われる。

不払者への
対応

- 強制徴収：不可
- 罰則等：有
- 未許可の受信機の設置者等に対し、有罪判決に基づき、罰金 (最高1000ポンド) 等。
- 罰金未納の場合は、刑務所収監もあり得る。

予算の最終決定

BBCの理事会が決定

予算決定プロセス

理事会の決定後、年間計画 (Annual Plan) において概要を公表

決算プロセス

(年次報告書)

- BBCは、事業年度経過後7ヶ月以内に年次報告書を国務大臣及び独立規制機関であるOfcom等に提出する。
- 国務大臣は、議会に年次報告書を提出する。
- OfcomはBBCからの年次報告書の提出を受け、報告書を作成する。

(財務諸表)

- BBCは、子会社を含むグループ財務諸表について、国務大臣の指示する所定期間内に国務大臣及び会計検査院へ提出する。
- 会計検査院は、財務諸表の調査、承認及び報告を行い、国務大臣が議会に報告書を提出する。

年	経緯
1922年	B B C (British Broadcasting Company) によるラジオ放送の開始
1927年	B B C (British Broadcasting Corporation) に改組され、特許状に基づく公共法人化 (受信許可料を財源とすることが制度化)
1954年	商業放送の開始 (二元体制の開始)
1988年	受信許可料額について小売物価指数連動に変更
1991年	受信許可料の徴収責任が政府から B B C へ移行
1997年	オンラインサービスの開始
2003年	「2003年放送通信法」により、テレビ受信機の使用は政府による許可制であることを明示
2007年	iPlayerによるインターネット同時配信等サービスの開始
2011年～ 2016年	受信許可料額の据え置き
2014年	B B C World Service (国際放送) の財源が政府交付金から受信許可料に変更
2015年	規制改革法 (2015年) で実施が求められた「テレビ受信許可料執行レビュー(ペリー・レビュー)」において受信許可料未払いの非刑罰化・代替執行スキームの採用について検討 →非犯罪化を実現した場合、未払い増加のリスクがあることや、制度変更にかかるコストを要すること等から「現行モデルを維持すべき」との結論を出した。
2016年	iPlayerによるテレビ番組の見逃し視聴等がテレビ受信許可の対象化
2017年	現行の特許状の供与 (～2027)
2017年	以降5年間、受信許可料額を小売物価指数連動に変更
2020年	受信許可料未払いの非犯罪化に関する検討

- 特許状は、10年程度で更新を行うが、更新に際し、政府がレビューを実施。
- 直近の特許状更新(2017年)は、以下のプロセスで進められた。

- 2015年 2 月 下院議会文化・メディア・スポーツ委員会が「BBCの在り方に関する報告書」を公表
- 2015年 7 月 政府とBBCが、以降5年間の受信許可料額、政府補助金の金額等を内容とする「受信料許可料に関する取決」に合意
- 2015年 7 月 政府は次期特許状の見直しに関する「グリーンペーパー」をまとめ、意見募集を実施（2016年3月結果公表）
- 2015年 9 月 BBCが「将来計画案」を策定
- 2016年 5 月 政府が、政策文書「BBCの将来像」を議会に提出
- 2016年 9 月 文化・メディア・スポーツ省は、特許状及び協定書の最終草案を発表
- 2017年 1 月 新特許状が発効（2027年末まで）

- 2015年7月16日、文化・メディア・スポーツ省が、次期特許状のあり方に関する選択肢をまとめたグリーンペーパー「BBC Charter Review」の公開諮問を実施。

グリーンペーパーの概要

○ 4つの重要項目(1)BBCの使命、目的、価値、(2)BBCの規模と業務範囲、(3)財源、(4)ガバナンス及び規制について、現状を分析し、今後取り得る選択肢を盛り込んだ19の質問について、テレビ受信許可料負担者及び関係者から広く意見を求める。

(1) BBCの使命

現行の特許状で定められている6つの公共目的(①市民権及び市民社会の維持・活性化、②教育・学習の促進、③創造性及び文化的卓越性の伸長、④英国の国家、地域及び共同体の反映、⑤世界を英国へ、英国を世界へ、⑥デジタルテレビへの移行に加え、新技術・サービスの便益の普及)に改善点はあるか、またBBCの普遍性を成す最も重要な要素は何か

(2) BBCの規模と業務範囲

過去20年間で提供するサービスを急速に増やし、BBCは世界最大の公共サービス放送事業者となったが、巨大なBBCの規模と業務範囲は視聴者が本当に望む姿か、BBCの商業活動や多様な文化的ニーズを反映しているか

(3) 財源

長期的なBBCの財源としては、テレビ受信許可料の他に、世帯に対する負担金の導入、テレビ受信許可料とサービス利用料を組み合わせたハイブリッド型モデル等が選択肢。これまで政府はデジタル移行やブロードバンド整備事業、ローカルTV、ワールドサービス等に対する財源をBBCに対して確保するようBBCと合意してきたが、新特許状期間中には、ラジオのデジタル移行、地方ニュース等に関する事業に別途予算確保を求める必要があるか

(4) ガバナンス及び規制

現行の特許状で設立されたテレビ受信許可料を代表する組織としてのBBCトラスト及び公共価値試験の仕組みについて、常に批判があったところ、①現行体制の維持、②新たなBBC規制機関の設立、③規制をOfcomに委ねる案を提案

■ グリーンペーパーにおいて、長期的なBBCの財源として、テレビ受信許可料の他に、世帯に対する負担金の導入、テレビ受信許可料とサービス利用料を組み合わせたハイブリッド型モデルを選択肢として検討。

選択肢	受信許可料の改良	全世帯の負担金	受信許可料又は負担金と有料契約の組み合わせ
概要	現行の受信許可料を維持し、iPlayerの抜け穴（見逃し視聴では受信許可料が不要）を解消	ドイツ型の全世帯の放送負担金を導入	・核となるサービスを受信許可料で賄い、有料契約のプレミアムサービスを提供する ・iPlayerを有料契約とする
利点	・現行制度の利点を保持 ・iPlayerの抜け穴を解消、収入を確保 ・iPlayerの同時配信視聴の証明に課題があるところ、これを解決	・iPlayerの抜け穴を解消 ・現在はTVだけが許可料の対象だが、ラジオやオンラインサービスも負担金と結びつく ・許可料の逆進性を解消 ・値下げか投資の増大が可能 ・許可料未払いの非刑事罰化の余地	・視聴の選択の機会 ・許可料未払いの非刑事罰化の余地
欠点	・ラジオやオンラインサービスのコストは受信許可料で賄われているが、現在では許可料が必要ない ・一律料金で逆進性がある	・BBCの視聴に関わらず負担の対象となる ・制度移行コストがかかる ・徴収方法の検討が必要	・「皆のための」BBCは変質 ・プレミアムサービスが高くなり、視聴者の負担増の可能性 ・核となるサービスとプレミアムサービスの線引きが困難 ・オンラインは比較的認証が容易だが、TVは長い移行期間と多大なコストが必要

- グリーンペーパーにおいて、「iPlayerの抜け穴」と呼ばれる問題（現行制度上、同時配信は受信許可料の対象だが、見逃し視聴は受信許可料の対象外）の解消を提案。

現行制度

- ・2004年電子通信（テレビジョン免許）規則（以下、「規則」）では、コンピュータは、テレビ番組サービスを受信するために使用される場合、許可の対象となり得る。
- ・規則では、「テレビ受信機」を技術中立的に定義しており、「テレビジョン番組サービスの受信を目的として設置され、又は使用される機器」としている。これは、コンピュータでテレビを見ることが許可の対象となり得ることを示す。
- ・しかし、規則は、「一般公衆に放送が受信されるのと同時に（又は実質的に同時に）番組を受信する場合」と限定をかけている。

（参考）2004年電子通信（テレビジョン免許）規則第9条（「テレビ受信機」の定義）

- （1）通信法第4章（テレビ受信許可）における、「テレビ受信機」とは、他の目的のために設置され、又は使用されるか否かに関わらず（無線電信の手段によるか他の手段かに関わらず）、テレビジョン番組サービスの受信を目的として設置され、又は使用される機器をいう。
- （2）本規則において、「テレビジョン番組サービスの受信」とは、一般公衆に放送がそのサービスの一部として受信されるのと同時に（又は実質的に同時に）番組を受信する場合を含む。

「iPlayerの抜け穴」

- ・BBCのどのサービス（TV、ラジオ、オンライン、オンデマンド）を消費しようとして、受信許可料の対象は「テレビジョン番組サービスを同時に受信している」場合に限られている。
 - ・オンデマンド・見逃し視聴を消費している視聴者は50万人（全体の2%）と推測されるが、受信許可料は不要となっている。
 - ・TVにおけるオンデマンドのシェアは現在の12%から2017年には25%に増加する見込み。
 - ・このことは、以下の4つの問題があることから、政府は法改正で見逃し視聴を受信許可料の対象とすることを約束。
- （1）収入 多くの人がオンデマンドのみ視聴し受信許可料を支払わない場合、BBCの収入は低下する
 - （2）公正さ オンデマンドのみ視聴し受信許可料を支払わない人の費用は、他の受信許可料を支払う人が負担している
 - （3）執行 許可の未取得を防止する能力は、タブレットや携帯といった非伝統的な端末の激増により制約されており、執行から隠れやすくなっている
 - （4）明確性・簡潔性 「iPlayer」の抜け穴と結びついた端末の激増は、誰が受信許可料を支払うべきか、混乱を生じさせる

概要

- BBCの受信許可料を支払わずにテレビを設置したり、iPlayerを見るのは刑事罰の対象とされている。罰金の未払いは、刑事訴追の後に、懲役刑を科される場合がある。
- 英デジタル・文化・メディア・スポーツ省(DCMS)は、iPlayerのコンテンツ視聴にも受信許可料の支払いを求めること等とした近年の放送を巡る環境の変化を受け、「BBCの受信許可料未払いの非犯罪化に関する提案」について、2020年2月5日～4月1日までの間、公開諮問を実施、今夏に公開諮問の結果を公表予定。
- DCMSは、受信料未払いの非犯罪化を含む受信許可料の執行方法の変更は、2022年4月の次期受信許可料期間の開始以降に行われ、少なくとも現行の特許状が適用される期間中(2027年末まで)は、適用することを想定している。

諮問内容

- 政府は、公開諮問において、以下の質問に関し、見解を求めている。
 - ・受信許可料の未払いを犯罪とすべきでないとする理由は何か。
 - ・引き続き受信許可料未払いを犯罪とすべきとする場合、その理由は何か。
 - ・(もし意見があれば、) どのような代替的執行スキームが適切か。その理由は何か。
 - ・受信許可料未払いの非犯罪化から生じる影響を軽減するために政府ができること等は何か。
 - ・その他政府が検討すべきと考える情報はあるか。

諮問に対するBBCの反応

- BBCとしては、現行システムは維持されるべきと考える。
- BBCの調査では、国民は「受信許可料未払いの非犯罪化」を強く望んでおらず、不払いの潜在的な影響を考慮しても非犯罪化を進めるべきとした者は25%程度であった。
- いかなる民事システムにおいても、受信許可料の不払いは約10%増えるとともに、システムに巨額の投資が必要となる。
- 政府は、結論を出す前により詳細な公開諮問を実施すべきであり、いかなる決定も、2022年以降の受信許可料について決定するプロセスの一部として行われるべきである。

ドイツ公共放送(ARD, ZDF)の概要①

ARDの概要

組織名	ドイツ公共放送連盟
設置根拠	ARD定款により、9の州放送協会と国際放送(ドイチェ・ベレ)が加盟して共同で設立。 ※ARD自体は法人格を持たない。
本社	ドイツ ベルリン
設立	1950年に加盟局の課題解決を目的に結成
職員数	19,826名(2016年)
収入※1 (2018)	総収入: 66億920万ユーロ(約8,521億円) 負担金: 55億9,960万ユーロ(約7,219億円) 広告収入: 4億6,264万ユーロ(約596億円)

ZDFの概要

組織名	第2ドイツ・テレビジョン
設置根拠	ZDF州間協定により、全16州が母体となり設立。 ※ZDF自体が法人格を持つ。
本社	ドイツ マインツ
設立	1961年にZDF州間協定に基づいて設立
職員数	3,415名(2016年)
収入※1 (2018)	総収入: 22億2,270万ユーロ(約2,938億円) 負担金: 19億300万ユーロ(約2,510億円) 広告収入: 1億7,600万ユーロ(約232億円)

提供サービス

テレビ	【ARD】 ○ARD共同制作 ・Das Erste(総合編成) ・One(文化・娯楽) ・Tagesschau24(ニュース・情報) ○各州放送協会制作等 8ch 【ZDF】 ・ZDF(総合編成) ・ZDFneo(家族向け娯楽) ・ZDFinfo(ニュース・情報) 【ARD/ZDF共同制作】 ・KI.KA(子供向け) ・PHOENIX(ニュース・情報) ・3sat(文化・教養)(他国の公共放送との共同制作) 【共同制作】 ・ARTE(文化・教養(独仏共同制作))※2
	ラジオ 【ARD】 FMラジオ53ch
	インターネット ・番組配信専用のポータルサイト(ARDメディアテーク/ZDFメディアテーク)を通じた提供※3 ・インターネット限定の若者向けサービス(funk)を通じた提供
国際	-

※1 ARDが公表する各州放送協会の合計値、ZDFが公表する額

※2 ARDとZDFが出資する子会社

※3 全てのテレビ・ラジオチャンネルを同時配信するとともに、オンデマンド配信も実施

放送負担金

予算・決算

放送負担金
(2019年)

年額210ユーロ（約27,073円）

放送負担金額
の決定方法

放送負担金額の決定手続については、「放送財源州間協定」において、KEF（公共放送の財源需要審査委員会）が答申を出すこととなっている。具体的なプロセスは以下のとおり

- ①ARD、ZDF、ドイツエントラジオはKEFに対し、2年ごとに4年間の財源必要額を申請。
- ②KEFは、申請を精査の上、4年間の財源額を確定し、受信料値上げの必要性、その額と時期について州政府に答申。
- ③各州首相が答申に合意、各州議会で批准することで放送負担額が決定。（合意しない場合は理由を明確化）

徴収後

徴収した放送負担金は「放送財源州間協定」に従い、ARDに70.1465%、ZDFに25.1813%、ドイツエントラジオに2.7733%、州メディア監督機関に1.8989%に分配。
ARDの各州放送協会への配分も、それぞれの地域の負担金支払者の数に応じて分配。

不払者への
対応

- 強制徴収：可**
 - ・ 行政上の強制執行（未払割増金等を含む）が可能
- 罰則等：有**
 - ・ 負担金義務の発生後1か月以上未届けの者に対し過料。
 - ・ 放送負担金の支払期日到来後6か月超の未払者に対し、割増金。

予算の
最終決定

各公共放送機関において決定

予算の決定
プロセス

内部組織である
管理評議会において、予算案を監査、
放送評議会（ARD）/テレビ評議会
（ZDF）において予算案を承認

決算プロセス

管理評議会による決算の監査
州会計検査院による決算書の監査

年	経緯
戦後	州ごとに放送局を設立
1970年	放送受信料制度について、ドイツ全州で統一的に整備 (放送受信機単位で支払義務。2台目以降は免除)
1975年	公共放送の財源需要を審査し、答申するための委員会（K E F）を設置
1991年	ドイツ統一後、州間協定の締結
1994年	第1次受信料判決（従来の受信料額決定手続に違憲判決）
1996年	「放送財源州間協定」を締結し、K E F への財源額の諮問及び受信料額の答申を制度化
2007年	パソコン・携帯端末等のデジタル機器について受信料徴収を開始
2007年	第2次受信料判決（明確な理由なく各州政府がK E F 答申額と異なる受信料額を設定し違憲判決）
2007年	Z D F Mediathekによるインターネット同時配信・見逃し番組配信サービスの開始
2008年	A R D Mediathekによるインターネット同時配信・見逃し番組配信サービスの開始
2010年	全世帯負担の導入決定
2010年	連邦行政裁判所によるデジタル機器の所有者からの受信料徴収の合憲判決
2013年	全世帯への放送負担金制度の開始
2015年	放送負担金の値下げ実施
2018年	連邦憲法裁判所による負担金制度の合憲判決

ドイツにおける「受信料」制度と「放送負担金」制度の比較

	旧「受信料」制度	新「放送負担金」制度
料額 (年額)	テレビ:215.76ユーロ(2011年) ラジオ及び新型受信機 69.12ユーロ(2011年)	一律210ユーロ(2018年)
受信料収入	ARD:53億ユーロ ZDF:18億ユーロ(2011年)	ARD:56億ユーロ ZDF:20億ユーロ(2018年)
支払率(※1)	98.3%(2011年)	95.9%(2018年)
支払者／徴収単位	受信機の設置者／ 個人:世帯、事業所:台数	すべての住居占有者及び事業主／ 個人:住居、事業所:従業員数等により設定
テレビ以外の受信機	PC、携帯電話も徴収対象	受信機の有無は問わない
強制徴収等／ 罰則	・強制執行あり ・受信機の所有者には届出義務あり。 ・1か月以上の届出遅滞及び6か月超の滞納に対し 1000ユーロ以下の過料	・住民データ(※2)と照合して未登録(未払い)であった 住民を負担金サービス支払対象者として登録し、 支払を督促。 ・強制執行あり。 ・1か月以上の届出遅滞に対し1000ユーロ以下の過料 6か月超の滞納に対し未払い金の1%の割増金

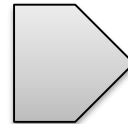
※1 2013年に住民データとの照合を行ったことで、支払対象世帯が増え、分母が増加したことにより、支払率が下がっている。

※2 住民データは、行政府が保有する名前・住所・出生日等に関するデータであり、2013年の新制度への移行に際し、全データが共同徴収機関に提供された。

旧「受信料」制度

- 受信機の台数に応じた額を徴収(個人使用の場合、2台目以降は免除)
- ただし、事業所のうち、ホテル等については2台目以降について下表の割引

ホテル、旅館、賃貸用 リゾートマンション	2台目以降 1台あたり
50室以下	負担金の1/2
51室以上	負担金の3/4



新「放送負担金」制度

- 従業員数に応じた額を徴収。
- さらに、以下について負担金の3分の1を徴収
 - ・ホテルの客室は1部屋ごと
 - ・営業車(乗用車、トラック等)については、2台目以降1台ごとに

従業員数	金額
0～8	負担金の1/3
9～19	負担金1件分
20～49	負担金2件分
50～249	負担金5件分
250～499	負担金10件分
500～999	負担金20件分
1,000～4,999	負担金40件分
5,000～9,999	負担金80件分
10,000～19,999	負担金120件分
20,000以上	負担金180件分



ホテル客室、営業車	金額
1室、1台(2台目以降)	負担金の1/3

- ドイツでは、2007年からインターネット接続機器に対して受信料の徴収を開始したところ、訴訟が頻発し、裁判所において合憲と判断されるも、負担の公平性確保が実現されることが前提との指摘も受け、全世帯からの徴収を行う負担金制度に移行した。
- 事業所の徴収金額が従業員数等に応じたものに移行したことにより、負担増となる事業所が生じ、裁判が提起されたが、最終的に合憲判決が下された。

- 1996年 インターネットサービスが開始、州間協定の改正により、インターネットに接続可能なデジタル機器も受信機扱いすることが規定された。
- 2006年 州の首相らが、**2007年からのパソコン・携帯端末等のデジタル機器について受信料の徴収に合意**するとともに、受信料の公平負担と簡素化のための**制度改革検討の開始に合意**した。
- 2010年 2010年に公共放送が依頼した専門家への鑑定書において、①税金化モデル、②国民一人一人から徴収する負担金モデル、③受信料額の一本化、④全世帯負担が検討され、受信機の所有にかかわらず**全世帯に一律に課す負担金が、憲法的観点からも、実行可能性の観点からも、もっとも適切である**との見解が示された（税金化モデルは、憲法上の公共放送の政治的独立の原則と反するとされた）。
- デジタル機器の所有者から受信料を徴収する合憲性について、連邦行政裁判所で争われ、徴収自体は合憲であるものの、**徴収が正当化されるのは、正しく徴収が行われ、負担の公平等が実現されている場合のみである旨の留保がつけられた。**
- 2013年 こうした議論を踏まえ、州間協定を改め、受信機の有無に関わらず、全世帯からの徴収を行う**放送負担金制度へと変更**が行われた。
- 2015年 放送負担金制度の導入後、収入が増加し、放送負担金の月額について17.98ユーロから、17.5ユーロへ値下げが行われた。
- 2018年 連邦憲法裁判所は、**すべての世帯と事業所から「放送負担金」を徴収するドイツの公共放送の財源制度について、合憲であるとの判決**を下した。ただし、別荘の所有者に負担金を別途課している点は違憲だとされた。

概要

- ドイツでは、公共放送（ARD、ZDF、ドイツラントラジオ）がハイデルベルグ大学のパウル・キルヒホフ教授（元連邦憲法裁判所裁判官）に鑑定書の策定を委託し「公共放送の資金調達に関する鑑定書」（以下「キルヒホフ鑑定書」）が2010年に公表された。
- キルヒホフ鑑定書では、①税金化モデル、②国民一人一人から徴収する負担金モデル、③受信料額の一本化、④全世帯負担が検討され、
 - ・ 若者はテレビ・ラジオをパソコンや携帯電話で受信しており、受信機はもはや世帯及び事業者におけるテレビの利用を把握するための手がかりではなくなっていること
 - ・ 受信機単位で義務を課す現行の受信料制度と、世帯及び事業者による放送の受信の実態が乖離しており、制度の説得力が低下していること
 - ・ その結果、放送を受信していながら、放送受信料を支払っていない世帯数が増加していること等を指摘。
- こうした背景から、受信機の所有の有無や受信機の種類とは無関係に個人と事業所が公共放送の経費を負担する、シンプルな放送負担金制度を導入すべきとの結論を出した。

概要

- 放送負担金制度の開始以降、提訴が相次いたが、2018年、連邦憲法裁判所は、4件の提訴をまとめ、論点を整理した上で、**放送負担金制度は合憲**であると判決を下した。
- ただし、別荘の所有者に負担金を別途課している点は違憲だとして、16州に対し、2020年6月末までは是正するよう求めた。

①州には税金を導入する権限はない	②単身世帯の負担が大きく、憲法で保障された法の下の平等に反する	③別荘に対しても支払い義務を課するのは、平等の原則に反する	④事業所と車の数が多い企業の負担が大きく、平等の原則に反する
合憲	合憲	違憲	合憲
・ドイツ税法上、税金は使途を決めず徴収するもので、公共サービスの対価は該当しない。 ・放送負担金は、「公共放送を利用したい時に利用できる」という受益者が支払う対価である。 ・放送負担金は、州が立法権を持つ公的な負担金である。	・単身世帯は複数人の世帯より、1人当たりの負担が大きくなる。 ・しかし、格差は憲法の許容範囲。 ・また、単身者が1人で負担する価値に見合うだけのサービスが提供されており、著しく不均衡とはいえない。	・サービスは一度に1か所でしか利用できないのに、2件分の徴収は不平等である。	・事業所と営業車は住居と同様にサービスを利用可能な場所である。 ・事業所では私的に利用する場合とは異なる利益を得られる。 ・複数人による利用により、事業所の所有者の利益も増えると想定できるため平等原則に違反しない。

経緯

- 1975年、公共放送の受信料額の値上げ申請を審査し、改定額の答申を出すために、放送機関の財政需要の審査及び確認のための委員会（KEF）が設立された。
- KEFは各州から1名ずつ指名された委員計16名によって構成され、「放送州間協定」に基づき、公共放送の資金需要を調査し、必要な受信料/負担金の水準について算定することを目的とする機関。
- KEFには、必要な受信料/負担金の算定に当たり、①公共放送事業者の機関・組織としての存続を保障すること、②各公共放送事業者の将来の発展を可能とするだけの財源を保障することを義務として課せられている。
- 設立当初、KEFの決定には法的拘束力がなかったことから、各州の首相が受信料額をKEFの答申よりも低い水準にする等、政治利用されることが常態化されていた。これを受け、1994年には、連邦憲法裁判所が、従来の受信料額決定手続について、公共放送の財源決定権を恣意的に濫用し、憲法に基づく公共放送の使命の達成を脅かす危険性をはらんでいるとして、違憲であると判断。（第1次受信料判決）

経緯

■ 1994年の第1次受信料判決を受け、1996年には「放送財源州間協定」が締結され、受信料額の決定プロセスについて、以下のとおり制度化された。

①公共放送機関は、4年間の期間を設定し、各期間の財源需要額をKEFに申請する。

②KEFは、公共放送から申請のあった財源需要額を基に、

- ・ サービス計画が法律上の業務範囲を逸脱していないか
- ・ 資金計画が経済的運用と経費削減の原則にかなっているか
- ・ 合理化の余地がないか

等の観点から審査し、4年間の財源額を確定する。

③財源額に基づき、受信料の値上げの必要性、値上げ額及び時期について答申を行う。

④各州政府は、KEFの答申に基づき合意するか、合意しない場合には、その理由を明確化する。

⑤各州政府は、値上げ額について、批准又は否決する。

■ KEFの答申には原則合意することとなっているところ、2005年から2008年までの受信料額について、各州政府が受信料額の値上げ幅を、KEF答申より抑えたことについて、2007年、連邦憲法裁判所は、州首相はKEF答申額を引き下げる必要性について客観的な証明ができておらず、また、メディア政策的意図を受信料額決定に持ち込んだ疑いがあるとして、違憲であると判断。（第2次受信料判決）

(参考)ドイツの負担金額査定について

- 放送機関の財政需要の審査及び確認のための委員会（KEF）が、各公共放送事業者から財政需要についての申請を受け、4年毎に出す報告書の中で、各公共放送事業者の**財源需要を算定（需要査定）及び負担金料額の算定**を行う。

需要査定

- ・各公共放送事業者が作成する4年ごとの4ヵ年の経営計画及び財政需要額の申告を元に、支出内容を以下の4つに分ける。これらは、過去の実績値があり算定式も用意している。
 - ①プログラム支出（番組調達費）
 - ②番組放送費用（BSやCATVなど）
 - ③人件費（年金を含む）
 - ④物件費（建物の暖房費等）
- ・新規の大型投資や新たなサービスを始める時には、新たな算定式を適用する。
- ・放送事業者の経営努力による生産性向上も勘案し、最終的な財政需要を導き出す。
- ・財政需要決定後も、算定された値と現実の値との差を2年ごとに比較し、需要額を補正する。
- ・番組内容など個別のサービス内容の是非ではなく、番組調達費全体のコストが適正に推移しているかを査定する。

受信料額の算定

- ・各公共放送機関の負担金の支払い者数や、広告収入やその他収入（番組販売、資本収入等）等の収入規模を勘案し4年間の推移を予測する。（公共放送の適切な広告収入額等について判断することなく、収入の予測算定のみを行う）
- ・収入予測を踏まえて負担金料額算定を行う。

フランス・テレビジョンの概要

社名	France Télévisions (FTV)
設置根拠	視聴覚法第44条の規定に基づき設立された持株会社であり、視聴覚法第47条の規定より、FTVの株式は国が100%所有している。
本社	仏国 パリ
設立	2000年8月の視聴覚法改正に伴い、9月に設立（France 2等の公共放送事業者を子会社とする持株会社） 2009年3月の視聴覚法改正に伴い、全国番組会社(放送局)に改編し、傘下にあったFrance 2やFrance 3などの5社と統合
職員数	9,618人（2018年）
収入 (2018年度)	総収入：28億7,91万ユーロ（約3,712億円） 負担金：24億3,17万ユーロ（約3,135億円） 広告：3億4,77万ユーロ（約448億円）

提供サービス

テレビ	France 2（総合編成） France 3（ローカルニュース） France 4（若者向け） France 5（教育・教養） Franceinfo（ニュース専門） 他地域放送等
ラジオ	-
インターネット	France.tv（テレビ・ネット同時配信）等
国際	-

公共視聴覚負担金

予算・決算

公共視聴覚負担金 (2019年)	年額139ユーロ（約17,920円） ※海外県等を除く ※1ユーロ=128.92円 (2018年の年間平均)
金額の決定方法	・ 租税一般法典に負担金額の年額が定められている。 ・ 2010年改正の視聴覚法第31条において、「租税一般法典第1605条のIIIを以下の通り定める。（略）年額は2010年以降、消費者物価指数に連動させる」と規定。
徴収後	政府が徴収した金額は特別会計の資金協力勘定（compte de concours financiers (CCF)）として扱われ、各年度予算法に基づき、各公共放送機関へ分配される。 徴収経費は、政府が受信料総額の1%を天引きすることとされている。
不払者への対応	○強制徴収：可 ・ 国税・税務当局が住居税等の徴収の場合と同様に支払命令や給料・固定資産の差押え等を実施。 ○罰則等：有 ・ 虚偽申告者、電器店からの虚偽申告に対し、罰金（150ユーロ）。 ・ 滞納者に対し、10%（法人は5%）の割増金、それでも支払いがない場合訴追。

予算の最終決定

議会の承認

決定プロセス

- ・ COM（目標手段契約）は、国とFTVの間で結ばれるもので、契約期間が3～5年である。COMにはFTVの各年の予想経費や予想収益額などが記載されており、契約調印に先立ち、議会と元老院の文化・予算担当委員会及び視聴覚高等評議会に送達され、国会審議が行われる。また、FTV理事会はCOMの承認と、執行の審議を行う。
- ・ 議会は、予算案の採決に当たり、各公共放送会社への公的資金の分配を承認。

決算プロセス

会長は毎年国民議会と元老院の文化担当委員会に、同社の目標手段契約の執行に関する報告書を提出（視聴覚法第53条）

電気通信事業者負担金

電気通信事業者負担金(2019年)

電気通信事業者の国内総収入の1.3%
※「2009年改正視聴覚法」第L32条の規定に基づき、「郵便・電子通信法典第32条の規定によるすべての電子通信事業者であって、仏でサービスを提供し、同法典第L33-1条の規定により電子通信・郵便規制機関（ARCEP）に事前に届け出た者を対象とする」とされている。

年	経緯
1922年	官設放送局の設立
1933年	ラジオ受信料制度の導入
1935年	広告放送の廃止
1949年	テレビ受信料制度の導入
1959年	受信料の徴収権限が政府から公共放送機関（R T F）へ移行
1960年	受信料の法的性格について「タックス・パラフィスカル（公課）」として憲法評議会決定
1968年	広告放送の導入
1974年	受信料の徴収権限が再び政府へ移行
2004年	公課制度の廃止に伴い「視聴覚受信料」への名称変更
2009年	公共放送負担金への名称変更、深夜帯の広告放送の廃止、電気通信事業者税による政府補助金の導入
2010年	公共放送負担金額について物価指数連動に変更
2012年	FrancetvPluzz（後のFrance. tv）による見逃し番組配信サービスの開始
2013年	欧州司法裁判所が公共放送のための電気通信事業者税について「有効」の裁定 広告放送全廃（当初2011年末予定）の見送りが決定
2013年	2009年改正放送法の定める広告放送全廃（2011年末予定）の見送りを内容とする法律の成立
2014年	政府が政府補助金を今後3年間で10分の1程度へ削減することを表明
2017年	政府補助金廃止
2017年	France. tvによるインターネット同時配信・見逃し番組配信サービスの開始

- 1968年以降、フランスの公共放送では広告放送が認められていたが、2009年の視聴覚法の改正で、①深夜帯の広告放送廃止、②2011年からの広告放送全廃、③広告放送廃止に伴う財源不足を補填するため、商業放送事業者の広告収入及び電気通信事業者による視聴覚サービスの収益に課税が規定された。
- 2009年から広告一部廃止の収入減を補う政府補助金が導入されたが、2013年には財政難から広告放送全廃そのものを見送られるとともに、2014年からは政府補助金が削減され、2017年には廃止された。

- 1968年 商品名を提示した商業広告放送を導入
- 2008年 政府が広告放送廃止を宣言。その後、国会議員、関係省庁、放送監督機関である C S A 等からなる「新しい公共放送検討委員会」が設立され、①広告放送廃止、②広告放送廃止に伴う財源の不足分を国庫から補填、③商業放送事業者の広告収入及び電気通信事業者による視聴覚サービスの収益に課税することを提言
- 2009年 視聴覚法が改正され、①2009年から深夜帯の広告放送廃止、②2011年からの広告放送全廃、③広告放送廃止に伴う財源不足を補填するため商業放送事業者・電気通信事業者へ課税することを規定
- 2009年 欧州委員会からフランス政府宛に「電気通信事業者への課税は、行政負担を民間事業者に課すことであり、自由競争を前提とするEU法と相容れない疑い」「通信事業者からの税収は、同じ業界の管理や規制のコストなどに使われるべき」との書簡を送付
- 2011年 電気通信事業者連盟が、電気通信事業者に対する課税は違法として欧州司法裁判所に提訴したが、2013年6月に「税制は国家の主権に存する」として法的に有効な税であるとの裁定。
2016年には、電気通信事業者への課税の税率が国内総収入の0.9%から1.3%へ変更
- 2010年 欧州委員会からの書簡や、視聴者への意向調査の結果を踏まえ、広告放送の全廃の2年間延長を発表
- 2013年 財政難を理由に広告放送全廃そのものを見送る改正案を議会へ提出、成立
- 2014年 政府補助金を今後3年間で10分の1程度に削減することを決定（2017年廃止）

- 目標手段契約（COM）は、国とFTVをはじめとする公共放送の間で結ばれるもので、契約期間は3～5年である。各公共放送機関が中長期の目標を政府と協議して決め、その手段すなわち財源を国家が保障するという契約である。
- COMには、FTVの各年の予想経費や予想収益額、事業実施と成果の量的・質的な指標、有料サービスについての経済見通し等が記載されている。FTVの理事会は、同社の目標手段契約案を承認し、また同契約の毎年の執行について審議するものとする。FTV社長は、毎年、国民議会及び元老院の文化・予算担当委員会に対し、それぞれの会社の目標手段契約の執行に関する報告書を提出する。FTVの各子会社の理事会は、自社に関係するところにおいてそれぞれに、目標手段契約案及び同契約の毎年の執行について諮問される。（視聴覚法第53条）
- FTVの中長期の成果指標として、各年の番組や映画制作にかかる費用の下限の設定、15歳以上のFTVとの接触率や接触数、番組表の中の地域放送の割合、退職手当といった給与の金額、商業収入の目標値等が設定され、記載されている。
- 2016～2020年のCOMには①フィクションを中心に良質の番組を制作するため、各年に少なくとも4億2,000万EURを投資し、国内の脚本家やプロデューサーとの連携を深める、②ユーザの視聴方法の変化に合わせてデジタル化を推進、新たなビデオ配信プラットフォームを形成する。③地上デジタルで新たにニュース専門チャンネルを創設、2016年9月に放送開始という3つの中心課題が示されている。

組 織

社名	Yleisradio Oy
設置根拠	民間企業のフィンランド放送会社として設立。 1993年Yle法により、政府所有の株式会社に変更（政府に70%以上の保有義務があり、現在99.8%所有）
本社	フィンランド ヘルシンキ
設立	1926年に民間会社として設立
職員数	2,811 人（2018年）
収入 （2018年度）	総収入：4億7,430万ユーロ（約611億円） 放送税：4億6,180万ユーロ（約595億円）

提供サービス

テレビ	Yle TV1（ニュース・ドキュメンタリー） Yle TV2（娯楽） Yle Teema/Fem（娯楽・教養）
ラジオ	Yle radio1（ニュース） Yle X（音楽） 等
インター ネット	Yle areena（見逃し配信）
国際	有料テレビ放送のみ

公共放送税

公共放送税 （2018年）	個人については、年間所得から14,000ユーロを引いた値に2.5%かけた額が所得税に含まれる形で徴収される（18歳未満は非課税。163ユーロが最高限度額） 例：年収18,000ユーロ：100ユーロ（12,892円） 年収20,520ユーロ以上：163ユーロ（21,014円） 事業体については、課税所得 5 万ユーロを超える場合、140ユーロ及び 5 万ユーロを超える課税所得の0.35%が所得税に含まれる形で徴収される。（3,000ユーロが最高限度額）
受信料額の 決定方法	・公共放送税法により定められており、国会の承認を受けて最終決定する。
徴収後	・国税局が徴収した金額は、フィンランド通信規制当局が管理する国家テレビラジオ基金へ移管される。テレビラジオ基金法に基づき政府によりYleへの分配が毎年決定される。基金の実施計画は、毎年度交通通信省が承認する。 ・Yleへの分配額は、費用と消費者物価指数等に基づき決定される（国家テレビ・ラジオ基金法3条）。
不払者への 対応	○強制徴収：可 受信料は所得税とあわせ徴収される。 ○罰則等：有

予算・決算

予算の 最終決定	Yle理事会の承認
決算の 最終決定	Yleがフィンランド運輸通信省（Traficom）に年次報告書を提出する義務がある（フィンランド放送会社法）

年	経緯
1926年	フィンランド放送会社（民間）設立
1944年	フィンランド放送会社をYleに改称
1958年	テレビ放送開始、「テレビ免許料」の導入
1994年	Yleが政府持株会社となる
1998年	テレビ・ラジオ運営法が成立 「テレビ免許料」から「テレビ受信料」に変更
1999年	「テレビ受信料」と商業放送事業者から支払われる「事業運営許可料」の施行 広告放送やスポンサーシップは禁止される
2007年	事業運営許可料からの割当終了
2009年	議会ワーキンググループが「テレビ受信料」をテレビ受信機の有無に関わらずすべての世帯から徴収する「公共サービスメディア料」に移行させることを政府に提言
2012年	政府が、テレビ受信料を廃止し、公共放送税を導入する法律案を議会に提出し、成立
2013年	公共放送税の徴収開始（1月）
2013年	Yle areenaによるインターネット同時配信・見逃し番組配信サービスの開始
2015年	国家テレビラジオ基金法に基づく指標に基づくYleへの分配額見直しを経済情勢により見送り
2016年	国家テレビラジオ基金法に基づくコストを踏まえたYleへの分配金の見直しを一時見送り
2017・18年	国家テレビラジオ基金法に基づく指標に基づくYleへの分配額の見直しを財政情勢により凍結

■ フィンランドでは、従来のテレビ免許料に代わり1998年からテレビ受信料が導入されたが、受信料の高騰化やインターネットで受信できる端末も対象としていたことによる、徴収の困難化から、所得税方式による公共放送税の導入が決定された。

- 1958年 テレビ放送が開始され、1台ごとのテレビ免許と「**テレビ免許料**」徴収を開始
- 1998年 世帯は住居ごとに1台分、事業所ごとに1台分（宿泊施設はテレビのある客室ごと）から徴収する「**テレビ受信料**」導入（対象はテレビ番組が受信できる装置。徴収は政府規制機関）
商業放送事業者から支払われる「事業運営許可料」が導入
- 2007年 「事業運営許可料」の終了
- 2009年 議会ワーキンググループが、テレビ受信機所有に対するテレビ受信料(2010年に231ユーロ)を、全世帯が負担するメディア料(175ユーロ)に移行させる提言を政府に提出
- 2012年 地上デジタル化投資や事業運営許可料廃止に伴うテレビ受信料の高騰化を背景とした支払意欲の低下と、視聴方法の多様化による端末に着目した支払い制度の限界により、資金の確保が難しくなることを理由として、政府が議会に公共放送の財源を所得に応じて個人(0.68%)及び事業体(0.35%)に課税する**公共放送税法案を提出し、成立**
- 2013年 個人所得税と法人事業所得税と一緒に所得の一定割合を負担する「**公共放送税**」導入（テレビ受信料252.25ユーロが、公共放送税では個人で最大140ユーロに）
- 2014年 個人に対する公共放送税の上限を140ユーロから143ユーロに引き上げ
- 2018年 個人に対する公共放送税について、143ユーロから163ユーロに、税率を0.68%から2.5%に引き上げつつ、課税対象額を課税所得から14,000ユーロを超える部分に限定

KBSの概要

社名	韓国放送公社 (KBS : Korean Broadcasting System)
設置根拠	放送法第43条に基づいて設立された、政府が全額出資する特殊法人。また、公共放送としての公的責任のほか、定款、業務内容、運営等の詳細についても放送法において規定。
本社	韓国 ソウル
設立	1948年に国営放送として発足、1973年に政府が100%出資する放送公社となった。
職員数	4,536人(2018年)
収入状況 (2018年度)	総収入：1兆4,352億ウォン(約1,415億円) 受信料：6,595億ウォン(約650億円) 広告：3,328億ウォン(約328億円)

提供サービス

テレビ	地上放送：2チャンネル
ラジオ	AM/FM/短波の系7チャンネル
インターネット	Kbs.co.kr
国際	K B S WORLD TV

受信料

受信料	年額30,000ウォン(約2,958円)
受信料額の決定方法	KBS理事会が審議・決定した後、放送通信委員会を経て国会の承認を得て確定(放送法第65条)
徴収方法	1994年以降、委託した韓国電力公社により、電気料金と併せて徴収
不払者への対応	○強制徴収：可 ・放送通信委員会の承認を得て、国税滞納処分の例により強制徴収が可能。 ○罰則等：有 ・未登録の受像機の所持者に対し、追徴金(最大受信料相当額1年分)を賦課・徴収。
備考	・受信料収入の3%を教育番組に特化したEBS(Korean Educational Broadcasting System)に配分している。

予算

予算の最終決定	社長が理事会の議決を経て決定した運営計画を予算確定後2ヶ月以内に放送通信委員会に提出(放送法58条)
---------	--

決算

決算の最終決定	・社長は毎会計年度終了後2ヶ月以内に前会計年度の決算書を放送通信委員会及び国会に提出、国会の承認を得て決算を確定、公表 ・放送通信委員会は確定した決算を総括し、6月30日までに監査院に提出・監査院は提出された決算書を検査し、その結果を9月30日までに放送通信委員会に送付(放送法59条)
---------	--

年	経緯
1961年	ソウルテレビ放送局（国営）開局
1963年	受信料徴収開始
1973年	国営放送から公共放送へ転換
1981年	カラーテレビ放送開始 （受信料を月額2,500ウォンに値上げ、以後現在に至るまで金額は据え置き）
1981年	商業放送と合併・広告放送の開始
1986年	受信機の台数別徴収から世帯別徴収へ転換
1994年	受信料の徴収を電力会社に委託（当時50%台だった徴収率が以降向上）
2000年	公共放送としての枠を逸脱しない範囲で商業サービスが可能に
2011年	my Kによるインターネット同時配信・見逃し番組配信サービスの開始

Ⅲ 諸外国の受信料等の支払対象者把握 及び不払者対応

	イギリス	ドイツ	フランス	韓国	日本
受信機設置等の申告	○ 受信機設置を申告 (通信法363条1項 及び365条1項)	○ 住居等の占有は 30日以内に申告	○ 税金申告期限に受信機 未設置者が申告 (租税一般法典1605条)	○ 受信機設置 30日以内に 申告 (放送法64条)	○ 受信機設置後 遅滞なく契約書 を提出 (NHK放送受信規 約第3条第1項)
未申告への罰則等	○ 1000ポンド以下の 罰金 罰金未納の場合、 訴追により刑務所収監	○ 1000ユーロ以下の過料 (1か月以上未届け)	○ 150ユーロの罰金	○ 最大受信料1年 分相当の追徴 金	×
その他の情報の収集	・郵便局の住所情報、その他商用データベース情報を利用 ・令状を受け、警察官立会いの下、不動産等への立入等が可能 ・違反行為を捕捉するための探知行為も可能	・住民登録情報(死亡・転居等情報含む)を利用 ・住民登録局、商業登記簿、営業登記簿、土地登記局等の公共機関の情報、アドレス販売業者等の非公共機関の情報の利用が可能(放送負担金州間協定11条4項)	・住居税支払者情報等を利用 ・受信機の販売者等には、購入日・購入者情報の税務当局への30日以内の送付義務 ・ケーブル・衛星等有料放送事業者には、税務当局の求めに応じ、加入者情報の提出義務	・電気料金支払者情報を利用	・訪問員が個別に巡回訪問し、居住や受信設備の設置状況を確認 ・衛星放送の場合には設置確認メッセージ表示 ・住民票除票の請求や不動産登記情報の活用

	イギリス	ドイツ	フランス	韓国	日本
不払時の対応	・受信許可者及び受信許可不要申告者を除く、全住所に通知を発送 ・受信許可不要申告者に対し、訪問調査や、探知機器を使用により受信機の有無を確認	・4週間以内に支払がない場合、「確認」を送付 ・更に支払がない場合、1%の割増金（最低8ユーロ）の割増金とともに、債務通知を送付	・国税・税務当局が住居税等の徴収の場合と同様に支払命令や給料・固定資産の差押え等を実施 ・滞納者に対し10%（法人は5%）の割増金 ・更に支払がない場合、訴追（訴追例は無し）	・電気を使用している受信機未登録者に、電話、文書発送、現場訪問 ・滞納者に受信料滞納額の3%相当の加算金	（未契約） ・原則、訪問による契約締結依頼 （未収） ・振込用紙発送、電話、訪問 ・3期以上滞納の場合には、1期あたり2.0%の延滞利息 ・更に契約・支払がない場合には、民事手続（未払者に対する支払督促、未契約者に対する民事訴訟）
強制徴収	×	○ 放送局からの要請を受け、州政府等による強制執行が可能	○ 税 務 当 局 が 税 の 未 納 と 同 様 に 支 払 命令や給料・固定資産の差押え等を実施	○ 放送通信委員会の承認を得てKBSが国税滞納処分により強制徴収が可能	× （民事手続による差押え等の強制執行は可能）
罰則等	○ 1000ポンド以下の罰金 罰金未納の場合、訴追により刑務所収監	○ 1000ユーロ以下の過料 （6ヶ月以上滞納の場合）	×	○ 最大受信料1年分相当の追徴金	×